

# 広島県体操協会規約

## 第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本協会は広島県体操協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は事務所を広島県内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は体操および体操競技・新体操・トランポリンの健全なる普及発展をもって目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 体操ならびに体操競技・新体操・トランポリン団体の強化発展と相互連絡
- 2 各種の競技会・演技会・講習会・研究会等の開催ならびに後援
- 3 体操同好会・クラブ・教室の育成
- 4 体育諸機関との連絡・調整
- 5 役員・選手の登録ならびに公認審判員に関する業務
- 6 その他本協会の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

(組織)

第5条 本協会はこの協会の主旨に賛同して加入する体操および体操競技・新体操・トランポリンを愛好する個人または団体をもって組織する。

第6条 本協会の目的達成のため、次の常置機関を置くことができる。

- 1 郡・市・地区に体操協会及びトランポリン協会
- 2 総務委員会・体操競技委員会・新体操委員会・一般体操委員会・トランポリン委員会・トップジムナスト育成強化委員会・表彰委員会の専門委員会
- 3 その他必要と認められた委員会及び部会

## 第4章 加盟

第7条 体操および体操競技・新体操・トランポリンを愛好する個人または団体（以下加盟団体と称する）は別に定める規定を守らなければならない。

## 第5章 会 計

(会 計)

第8条 加盟者は毎年別に定める金額を納入しなければならない。(付則2)

第9条 本協会の経費は次にかかげるもので支弁する。

- 1 第8条の金額
- 2 事業の収入
- 3 公共団体より交付された補助金
- 4 寄付金
- 5 「特別賛助会員」会費
- 6 その他の収入

第10条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 会計年度の終わりに余剰金があるときは翌年度に繰り越す。

第12条 本協会の予算は総会の承認を得ること。決算は監事の監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

第13条 本協会は競技会・演技会・講習会・研究会等に特別会計を設けることができる。特別会計の予算は理事会の承認を得て執行し、会計終了後は監事の監査を得て総会に報告しなければならない。

## 第6章 役 員

(名称・定員)

第14条 本協会に次の役員を置く。

会 長 1 名 ・ 副会長 若干名 ・ 理事長 1 名 ・ 副理事長 若干名  
常任理事 若干名 ・ 理 事 若干名  
監 事 2 名

第15条 役員を選出は次のとおりとする。

- 2 会長・副会長・理事・監事は本協会の総会において選出する。
- 3 理事長・副理事長ならびに常任理事は理事会において選出する。

(任 期)

第16条 本協会の役員任期は2年とする。ただし重任及び再任を妨げない。

- 2 欠員または、増員によって補充させられた役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(任 務)

第17条 本協会の役員任期は次のとおりとする。

- 2 会長は本協会を代表し、会務を処理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事長は理事会を統轄し、会務を執行する。
- 5 理事は会務を処理する。
- 6 常任理事は理事会において委嘱させられる会務を処理する。
- 7 監事は会計事務を監査する。
- 8 委員長は各専門委員会・委員会を統轄し、会務を処理する。

## 第7章 名誉会長・顧問・参与・参事

- 第18条 本協会は、名誉会長・顧問・参与・参事を置くことができる。
- 2 名誉会長・顧問・参与・参事は理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
  - 3 名誉会長・顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参与する。
  - 4 参事は理事長の職務を補佐する。

## 第8章 事務局の構成ならびに処理

(事務局)

- 第19条 本協会は、日常の会務を処理するため事務局を置く。
- 第20条 事務局長は若干名の事務局員の中から会長がこれを委嘱する。

## 第9章 会 議

(区分・通則)

- 第21条 本協会には、総会・理事会・常任理事会を置く。
- 2 総会での議決は出席者の過半数で成立する。
  - 3 理事会・常任理事会は理事長が議長となり、定数の1/2の出席で成立する。
  - 4 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決する。

## 第10章 委 員 会

(体操競技委員会)

- 第22条 本協会に体操競技委員会を置く。
- 2 体操競技委員会は、理事会の議決に基づき、体操競技に関する事項を処理する。  
ただし重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
  - 3 体操競技委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(新体操委員会)

- 第23条 本協会に新体操委員会を置く。
- 2 新体操委員会は、理事会の議決に基づき、新体操に関する事項を処理する。  
ただし重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
  - 3 新体操委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(一般体操委員会)

- 第24条 本協会に一般委員会を置く。
- 2 一般体操委員会は、理事会の議決に基づき、一般体操に関する事項を処理する。  
ただし重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
  - 3 委員会の一般体操委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(トランポリン委員会)

第 25 条 本協会にトランポリン委員会を置く。

- 2 トランポリン委員会は、理事会の議決に基づき、トランポリン競技に関する事項を処理する。ただし重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
- 3 トランポリン委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(トップジムナスト育成強化委員会)

第 26 条 本協会にトップジムナスト育成強化委員会を置く。

- 2 トップジムナスト育成強化委員会は、理事会の議決に基づき、ジュニア選手及び国体成年選手の育成強化に関する事項を処理する。ただし、重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
- 3 トップジムナスト育成強化委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(総務委員会)

第 27 条 本協会に総務委員会を置く。

- 2 総務委員会は、理事会の議決に基づき、「総務企画」「広報」「登録」「事業」に関する事項を処理する。ただし、重要事項の処理に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
- 3 総務委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(表彰委員会)

第 28 条 本協会に表彰委員会を置く。

- 2 表彰委員会は、理事会の議決に基づき、表彰に関する事項を処理する。
- 3 表彰委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

(その他の委員会)

第 29 条 本協会の事業を遂行するために必要があるときは、理事会および総会の議決に基づきその他の委員会を置くことができる。

- 2 前項の規定による委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 11 章 規 約 の 改 廃

(改 廃)

第 30 条 本協会の規約の改廃は、総会において出席者の 2/3 以上の合意によって行なう。

第 31 条 会長が必要と認めたときは、理事会の承認を経て、規約改定および細則制定のための専門機関を設けることができる。

## 付 則

- 1 この規約は、昭和48年4月1日から実施する。

昭和59年5月22日	一部改定
平成9年4月26日	一部改定
平成12年4月22日	一部改定
平成15年4月27日	一部改定
平成19年4月28日	一部改定
平成21年4月25日	一部改定
平成23年4月24日	一部改定
平成29年5月20日	一部改定
令和2年3月31日	一部改訂
- 2 加盟金・登録料については細則に定めるところによるものとする。

平成8年4月27日	加盟金の一部改定
平成12年4月22日	加盟金の一部改定
平成14年4月27日	登録申請手数料の一部改定
平成21年4月25日	登録申請手数料の納入免除の撤廃
- 3 内規「役員の定年に関する規定」

平成12年4月22日	制定
------------	----
- 4 内規「受賞者推薦に関する規定」

平成14年4月27日	制定
------------	----
- 5 内規「特別賛助会員規定」

平成14年4月27日	制定
------------	----
- 6 内規「国民体育大会選手強化委員会規定」

平成15年4月27日	制定
平成19年4月28日	廃止
- 7 内規「インターハイ準備サポート委員会規定」

平成15年4月27日	制定
平成17年4月25日	廃止
- 8 各委員会規定

平成19年4月28日	制定
「ジュニア強化育成委員会規定」「国体選手強化委員会規定」	
平成23年4月24日	廃止
「トップジムナスト育強化委員会」	
平成23年4月24日	制定
「新体操委員会規定」	
平成26年5月9日	一部改定
- 9 一般体操委員会規定

平成21年4月25日	制定
------------	----
- 10 加盟金・登録料

平成29年5月20日	一部改定
------------	------
- 11 トランポリン委員会規定

令和2年3月31日	制定
-----------	----